（無線機器型式検定規則の一部改正）

第六条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［略］	［略］
デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	［略］
［略］	［略］
デジタル選択呼出装置の機器	1　設備規則第三十七条の二十八の規定に適合するものであること。 2　設備規則第四十条の五第一号（ル及びヲを除く。）の条件に適合するものであること。 3　設備規則第四十条の五第二号イ⑶及びロ⑶の条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［略］	［略］

［注　略］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種	試験方法		条件
［略］	［略］		［略］
デジタル選択呼出装置の機器	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。

改正前

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［同左］	［同左］
デジタル選択呼出装置等（デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信をいう。以下同じ。）による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	［同左］
［同左］	［同左］
デジタル選択呼出装置の機器	1　設備規則第三十七条の二十八の規定に適合するものであること。 2　設備規則第四十条の五第一号（ル及びヲを除く。）の条件に適合するものであること。 3　設備規則第四十条の五第二号イ⑶及びロ⑶の条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
狭帯域直接印刷電信装置の機器	1　設備規則第三十七条の二十八の規定に適合するものであること。 2　設備規則第四十条の六第一号（ホ及びヘを除く。）の条件に適合するものであること。 3　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［同左］	［同左］

［注　同左］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種	試験方法		条件
［同左］	［同左］		［同左］
デジタル選択呼出装置の機器	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。